

中津市民病院売店・自動販売機・A T M設置
運営管理事業仕様書

令和5年5月

中津市民病院

1 施設概要

(1) 病院概要

- ① 名称 中津市民病院
- ② 所在地 大分県中津市大字下池永 173 番地
- ③ 病床数 250 床
- ④ 職員数 551 人（臨時職員、嘱託職員を含む）（令和 5 年 5 月 1 日 現在）
- ⑤ 面会時間
 - ・平日 午後 1 時から午後 7 時
 - ・土、日、祝日 午前 11 時から午後 7 時※ただし、当院においては令和 5 年 5 月 1 日現在、面会制限中である。
- ⑥ 令和 4 年度平均患者数
 - ・入院患者数 215.7 人／日（令和 4 年度実績）
 - ・外来患者数 293.9 人／日（令和 4 年度実績）

(2) 売店概要

- ① 場所及び面積
 - ・場所 病院本館 1F（資料-2 位置図・平面図参照）
 - ・売店面積 41.47 m² 自動販売機室面積 25.09 m²
（但し、売店・自販機室・倉庫のレイアウトは変更可能）
- ② 現運営事業者自動販売機（令和 5 年 5 月 1 日現在）

場所	サイズ
売店横自動販売機室	幅 1,161mm×奥行 745mm
売店横自動販売機室	幅 1,161mm×奥行 745mm
売店横自動販売機室	幅 1,161mm×奥行 745mm
売店横自動販売機室	幅 699mm×奥行 730mm
食堂前	幅 1,400mm×奥行 800mm
本棟 1F 階段下	幅 1,184mm×奥行 950mm
緩和ケア内	幅 1,032mm×奥行 650mm
ラウンジ内	幅 1,383mm×奥行 842mm

現運営事業者 ATM（令和 5 年 5 月 1 日現在）

場所	サイズ
放射線科前	幅 1,000mm×奥行 900mm

- ③ 令和 4 年度売上（実績） ※参考 平成 30 年度～令和元年度売上（平均）
 - 売店 ￥28,600,000（税抜） 売店 ￥44,230,000（税抜）
 - 自販機 ￥7,300,000（税抜） 自販機 ￥8,960,000（税抜）

2 契約期間

使用許可の期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。

- (1) 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
- (2) 使用条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 公募資格の虚偽、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は原則年中無休とすること。但し、年末年始は別途協議する。
- (2) 営業時間は原則午前7時から午後7時（面会終了時間）までとする。

4 営業内容等

(1) 商品構成等

① 食品関係

清涼飲料水、菓子類、弁当、おにぎり、パン、インスタント食品等

② 雑誌関係

新聞、週刊誌、一般書籍、健康関連書籍、コミック誌等

（青少年の健全な育成を阻害する図書等の販売は慎むこと）

③ 生活雑貨品関係

身の回り品、文房具、医療用消耗品、介護用品、衛生用品、病院が指定する入院等関連商品、衣料品等

④ その他病院側が指定する物品

⑤ 販売禁止商品

酒類、たばこ、公序良俗に反するもの

(2) 自動販売機

資料2 病院平面図に示す院内5ヶ所に自動販売機を設置し管理すること。

また、転倒防止やゴミ箱の設置、設置箇所周辺の清掃等必要な処置を行うこと。

なお、食堂前及びラウンジ内設置自販機については、病院職員の福利厚生のため、他設置自販機より価格をなるべく安価にすること。

(3) ATM

資料2 病院平面図に示す院内1ヶ所にATMを設置し管理すること。

また、転倒防止やゴミ箱（不要レシート入れ）の設置、設置箇所周辺の清掃等必要な処置を行うこと。

なお、稼働時間は全日稼働とし、営業時間は各銀行のカード取扱時間とすること。

(4) その他

- ① 使用条件等を遵守し行政財産の施設使用料及び販売手数料を確実に納付すること。
- ② 病院売店に必要な機器、什器備品等を用意すること。
- ③ 病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生の充実を図るため、運営・取扱品目・商品割引等について病院と必要に応じて協議すること。
- ④ 営業に必要な各種法令に基づく許認可などは運営事業者が取得すること。
- ⑤ 公共料金等支払いシステムを備えること。
- ⑥ 中津市が指定する寄付金付自販機の設置することについて協力すること。
- ⑦ 使用許可を受けた部分について、他の者へ譲渡及び転貸しないこと。但し、第三者に営業を委託しようとする場合において、あらかじめ市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ⑧ 従業員の駐車場は病院から指定された場所を使用すること。
- ⑨ 看板及び自販機等の色彩及び配置などは病院と協議し、病院内他施設との一体性を保つこと。
- ⑩ 商品等の搬入時間及び経路は病院の指示に従うこと。
- ⑪ 従業員の接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供を行うこと。
- ⑫ 売店等に係る苦情等については、運営事業者が責任をもって適切に対応すること。
- ⑬ 営業条件等について改善すべき事由が生じた場合は病院と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

5 維持管理責任

- (1) 店舗内設備（病院が用意する部分を含む）の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として運営事業者の負担とすること。
- (2) 自動販売機及びA T Mの維持管理、商品補充、金銭管理等は運営事業者が行うこと。
- (3) 店舗内及び自動販売機及びA T Mとその周辺の清掃及び消毒は運営事業者が行うこと。
- (4) 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は運営事業者が行うこと。また、自動販売機周辺に空き缶・空きボトル等の回収ボックスを設置し、責任をもって回収・処分すること。
- (5) 関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底すること。

6 使用条件等

(1) 施設使用形態

運営事業者は、売店及び自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び中津市有財産規則(昭和40年中津市規則第12号)30条の2の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用する。

(2) 施設使用料

売店及び自動販売機設置場所として使用する部分について、行政財産の目的外使用料として、中津市行政財産使用料条例に基づく金額を徴収する。

(3) 販売手数料

売店及び自動販売機の収益見合に対し販売手数料を徴収する。販売手数料については、原則として公募参加者の申し出とし、販売手数料提案書(募集要項様式第5号)を提出すること。なお、新聞・書籍、切手・はがき、テレホンカード、宅配便、雑誌、コピー、FAXは手数料から除外する。

(4) 実績報告

運営事業者は、毎月別に指定する日までに月の売上実績を病院に書面をもって報告すること。

(5) その他必要経費等

① 建築内装工事及び設備機器工事等

病院が用意する設備機器等以外の設備等設置費及び店舗内の給排水設備等工事費は、運営事業者の負担とする。また、運営事業者の都合による内装等の変更については、病院と協議のうえ行うことができるが、工事費用は運営事業者の負担とする。

② 電話設置費用

売店には病院側で内線電話を設置する。また、外線電話(FAX、通信回線を含む)を設置することが出来るが、外線電話の工事費用、通信機器は運営事業者の負担とする。

③ 光熱水費

売店及び自動販売機に係る光熱水費の実費は運営事業者の負担とし、毎月病院へ納入すること。

④ 振込手数料

使用料等の振込手数料は運営事業者の負担とする。

7 損害賠償等

- (1) 事業者は、その責に帰すべき理由により使用物件及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額

を損害賠償として支払うこと。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。

- (2) 前記(1)に定める場合のほか事業者は、募集要項に定める義務を履行しないため病院事業に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- (3) 第三者に生じた事故が病院事業管理者の責に帰さない事由による場合は、事業者がこれを補償すること。
- (4) 地震等の災害により、店舗用区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、店舗整備範囲 に応じ、病院事業管理者又は事業者が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その範囲に従い 復旧に あたった者の負担とする。
- (5) 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じて、その内容を病院事業管理者に報告すること。なお、病院事業管理者は、病院事業管理者の責に帰すことが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。
- (6) 当院内の飲料用自動販売機の増設など事業者の運営への影響が予想される行為を行う場合があるが、売上げの減少などがあつたとしても、一切、補償しないこととする。なお、増設後の自販機手数料については、今プロポーザルの提案手数料率を基本とする。

8 その他条件

- (1) 契約条件等に違反があつた場合は、契約期間にかかわらず、当院が指定する日をもって契約を解除するものとする。また、当院が営業について指導したにもかかわらず、一向に改善されない場合は契約を解除する場合がある。
- (2) 売店運営者の事情により契約を解除する時は、原則として新たな受託者が決定するまでの間業務を継続しなければならない。
- (3) 電気機器の設置及び更新は、事前に当院の電気設備担当者に届出し、許可を得なければならない。ショーケース等はできる限り低発熱型の省エネ機器とすること。
- (4) 売店運営者は、営業に必要な各種法令に基づく許認可をあらかじめ取得すること。
- (5) 食中毒、障害等の事故が起こらないよう万全の注意をもって営業すること。万一事故が起きた場合は、受託者の責任において対応し、当院に報告し、必要な補償等を行うこと。
- (6) 責任者を任命し配置すること。
- (7) 緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を当院に提出すること。
- (8) 従業員は、院内では制服を着用し、名札を着用すること。また、定期的な健康診断の受診、インフルエンザ等予防接種など、当院の指示に従わなければならない。
- (9) 売店運営者及び従業員は、業務上知り得た利用者の個人情報第三者に漏洩して

はならない。このことは契約終了後も遵守しなければならない。

- (10) 施設は善良な意思をもって管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。
また、無断で改修、模様替え等を行ってはならない。
- (11) 病院の実施する防災訓練、法今年次点検、施設修繕等に協力をすること。
- (12) 自然災害や電気事故、非常時に当院の判断により実施する電力遮断の他、病院の実施する訓練、点検、修繕等の実施により停電や断水、インターネット回線の停止等が発生する場合には、受託者側で電気の供給等必要な対応を行うこととし、それにより生じた直接的、間接的損害について、病院側は一切補償しないものとする。
- (13) 売店運営者は、毎年度末に、収支、利用者数等の経営状況を病院に報告しなければならない。
- (14) 売店運営者は病院と大規模災害時における物資の提供等、災害時における協定を締結すること。
- (15) 本仕様書に定めるもののほか、運営に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議し、その指示に従うこと。

資料

資料 1 売店及び自販機室施設概要

資料 2 売店・自販機コーナー・ATM位置図・平面図

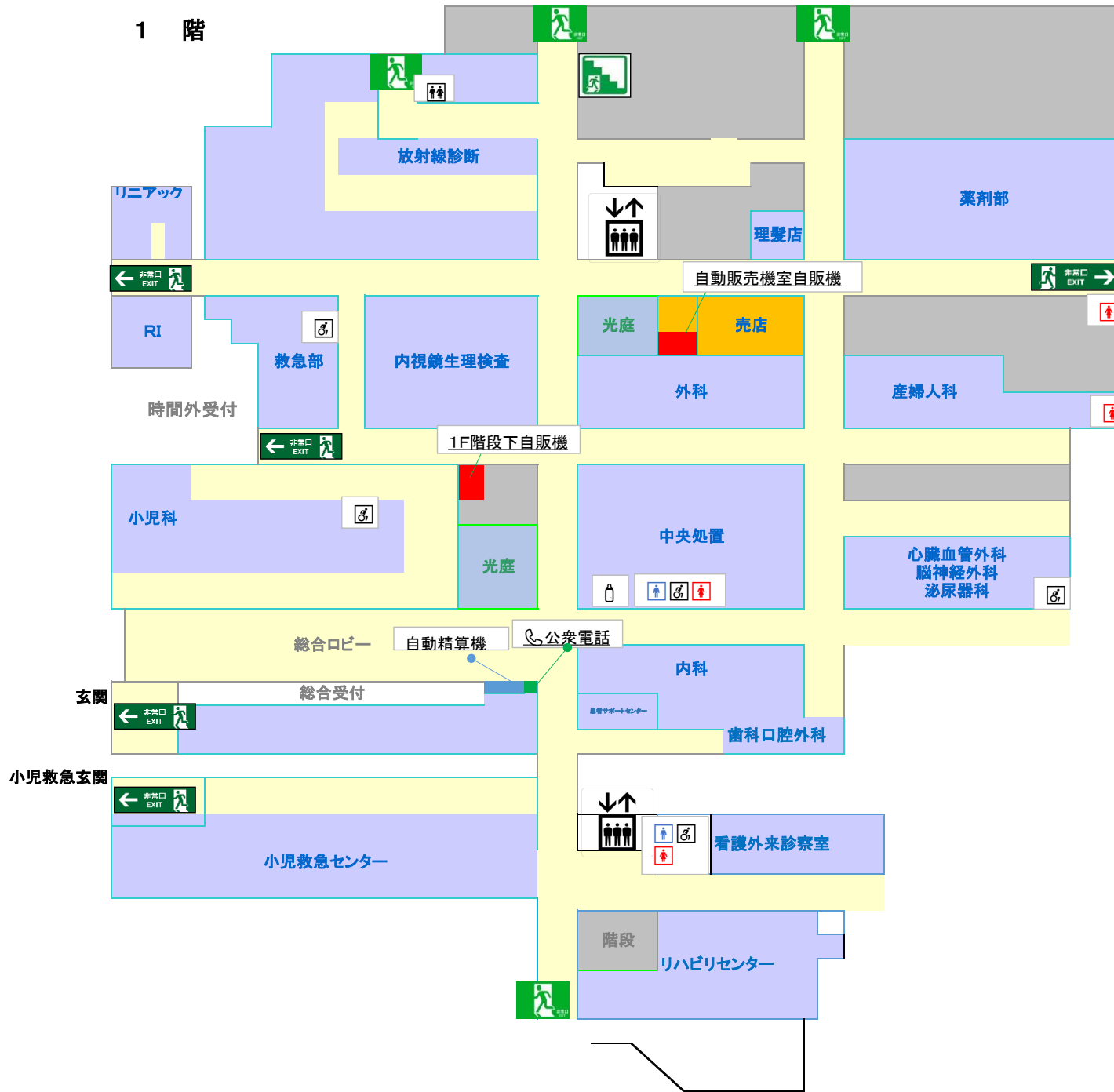
売 店 施 設 概 要

部位等		材 質 等
内 部 仕 上 げ	天井	石膏ボード 下地張り
	壁	同 上
	巾木	な し
	床	コンクリート押え (長尺シート下地)
開口部(出入口)		開 放
電気容量		コンセント(100V×13) 13Kw 動力(200V)・・・必要であれば供給します

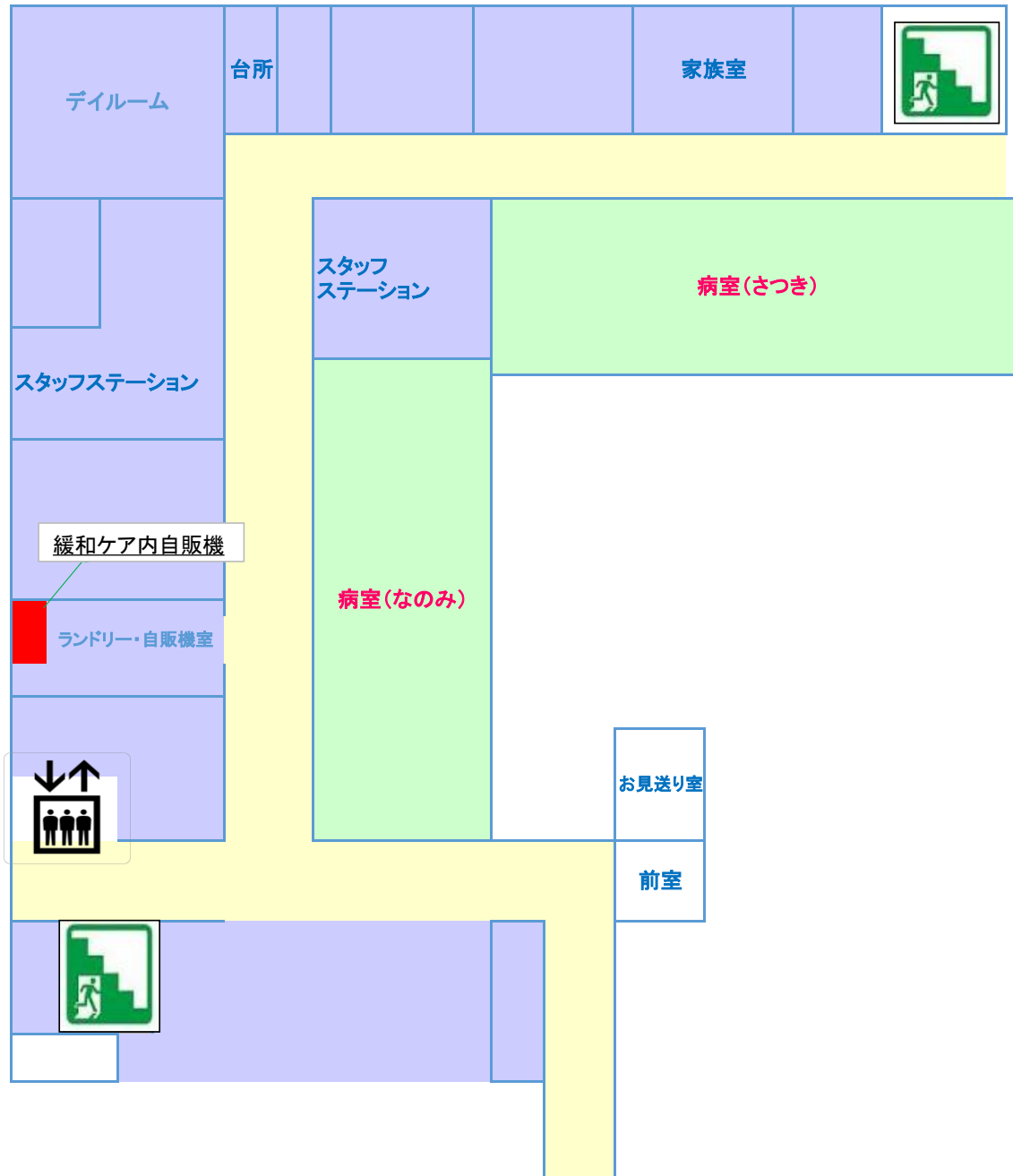
自 販 機 室 施 設 概 要

部位等		材 質 等
内 部 仕 上 げ	天井	岩綿吸音板
	壁	石膏ボード 一部 H=2025 以下化粧シート(下地ケイ酸カルシウム板目透し張り)
	巾木	木目ワイド巾木 300mm
	床	ホモジニアス系ビニル床タイル(模様張り)
開口部(出入口)		開 放
電気容量		コンセント(100V×8) 8 Kw

1 階



緩和ケア病棟



2 階

